

## 株式会社 小木会計事務所 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境を整備するために、また少子化対策に貢献できる企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成24年9月1日から平成27年8月31日までの3年間

### 2. 内容

**目標1** 平成27年8月までに、小学校3年生以下の子を養育する従業員を対象とした所定労働時間の短縮制度の利用者を1人以上出す。

#### 【対策】

- 平成24年10月 制度対象者への制度の周知、取得のよびかけを行う
- 平成25年4月～ 半年に一度、制度の取得状況を確認し、未取得の者について会議などを通じて随時取得を啓発する

**目標2** 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

#### 【対策】

- 平成24年9月 法、制度に関する情報収集の開始。
- 平成24年10月～ パンフレットの配布、または社労士などを通じて従業員が直接、情報提供を受けられるよう整備する